



令和 2 年 10 月 5 日  
千葉県税理士会  
千葉西支部  
支部長 森 英樹  
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14  
習志野商工会議所会館 2 階  
電話 047-455-8200  
F A X 047-452-1200

「品 格」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 254 名 (うち税理士法人 16) 準会員 2 名 計 256 名



御岳 溪流

写真提供：山田晴夫会員



## 着任のご挨拶

千葉西税務署長 菅田 進

千葉県税理士会千葉西支部会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今年の人事異動により、東京局派遣国税庁主任監察官から転任して参りました菅田でございます。前任の水田署長と同様のご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

森支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、無料相談の実施、租税教室への講師派遣、e-Taxの利用促進に向けた取組など、多方面にわたってご支援をいただいております。深く敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、国税庁では、消費税の軽減税率制度の導入や大法人の電子申告義務化など、新しい制度の適用が始まっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内の申告や申請が困難であった方には、期限を区切らず柔軟に受け付けること

としているほか、納税が困難な方には、納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っております。

加えて、当署では、本年9月から確定申告期も含め工事で駐車場が使用できないことを踏まえ、申告、納付等の手続きを一人でも多くの方にe-Taxを利用していただけるよう取り組んでおります。

これらの対応には、千葉県税理士会千葉西支部の皆様方より一層のお力添えが必要不可欠でございますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

### 〈千葉西税務署の駐車場について〉

「令和2年9月以降（確定申告期間中を含む）、税務署の駐車場は、庁舎建設工事のため使用できなくなっております（身体障がい者専用駐車場は除く）。」という文章がホームページに掲載されております。

お車で千葉西税務署へ行かれる場合にはご注意ください。



### 表紙の写真

場所：御岳溪流にて

例年旅行の写真を載せておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で旅行が中止になった為、今回は山田会員が行った旅行の写真とさせていただきます。

## 千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
水田 剛	庁・税大和光・部長	署 長	菅田 進	庁・東京派遣監察官・主任監察官
佐藤 康久	板橋・特官(法人)・指定特官	副署長(法)	倉地 孝之	浅草・総務課・副署長
海藤 宏文	川崎南・総務課・副署長	副署長(総)	井上 清章	東京上野・総務課・課長
増田 匡則	京橋・特官(個人)・指定特官	特 官(法)	澤 長範	芝・特官(法人)・特官
伊藤 勝也	柏・管運1・統括徴官	管運1統括	上田 右人	木更津・管運1・統括徴官
藤田 牧人	局徴収・管運課・実指専官	管運2統括	井形 真司	向島・管運2・統括徴官
近藤 克裕	局徴収・特別整理第6・主査	徴収2統括	浦松 久志	局徴収・特官(S2)・主査
近藤 孝紀	松戸・徴収1・連絡調官	徴収総括上席	中戸川 寛	神田・徴収・上席徴官
山田 研次	東金・個人3・統括調官	個人3統括	山下 義継	船橋・個人3・統括調官
平良 安伸	世田谷・個人5・統括調官	個人5統括	秋元 直樹	局課一・審理課・主査
岡田 義幸	甲府・個人6・統括調官	個人連調官	埜村 伸一	江東西・個人1・記帳推官
齋藤 玲子	千葉東・特官(資産)・特調官	資産1統括	青柳 宏之	茂原・資産・統括調官
三枝 正喜	退職	資産2統括	田谷 和浩	足立・評価(資産)・評価専官
金丸 崇	市川・資産1・連絡調官	資産総括上席	藤田 宗一	千葉東・資産2・上席調官
森田 周治	蒲田・管運1・統括徴官	法人1統括	松永 幸男	江東東・法人1・統括調官
越智真一郎	千葉東・法人2・統括調官	法人2統括	黒澤裕貴子	練馬東・法人1・連絡調官
小倉 俊樹	葛飾・法人7・統括調官	法人3統括	柴田 昭博	千葉南・法人3・統括調官
本田 幹雄	退職	法人5統括	中村 吉宏	局総務・厚生課・総務係長
福井 加奈	江東西・法人2・上席調官	課長補佐	山下 誠治	局課一・機動課・実査官
葦名 秀紀	東京上野・総務課・総務係長	総務係長	鈴木 康久	千葉東・審専(個人)・調査官
福尾 俊弥	神田・総務課・会計係長	会計係長	宮崎めぐみ	局課二・料調二課・実査官

## 各部だより

### 総 務 部

矢 代 雅 義

#### <報告事項>

○令和2年8月7日(金)

第2回幹事会

場所：習志野商工会議所

#### (議決事項)

- 役員選考委員会委員選任の件
- 第44回定期総会の招集日時及び場所決定の件  
日時：令和3年6月11日(金)  
場所：ホテル ザ・マンハッタン

#### (報告事項)

- 各部報告

#### <行事予定>

○令和2年10月9日(金)

幹事会・例会

場所：習志野商工会議所

○令和2年12月10日(木)

幹事会・例会・連絡協議会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

## 制度部

令和2年9月9日

千葉県税理士会  
千葉西支部 制度部

### 令和4年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 毎期申告期限延長の法人が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の利子税について（法  
法75の2、通法46、新型コロナ特法3）

新規

新型コロナウイルスによる納税猶予の特例の適用を受けた場合には、法75の2による申告期限が延長された期間に係る利子税についても免除する。

#### 2. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 継続

「取り下げ書」について所要の法整備を行い法的位置付けを明確にするべきである。

- (2) 死亡により振替納税が不可能となった場合の延納及び延滞税に関する適用について（通  
法34の2） 新規

口座振替納付を利用している納税者が振替納付前に死亡した場合において、金融機関により、振替予定口座の取引停止の措置がとられたときは、延滞税が必ず生ずることとなるため、その相続人等が相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に納付したときは、延滞税をかからなくすべきである。

- (3) 法人の口座振替納付の創設 新規

法人についても、個人同様に口座振替納付を拡充する。

#### 3. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続

印紙税法の廃止を要望する。

#### 4. 所得税関係

- (1) 親族に対する対価の必要経費の算入について（所法56、57） 継続

事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。

- (2) 公営競技の払戻金に対する課税について 継続

競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。

##### 【理由】

当せん金付証券法の当せん金品及びスポーツ振興投票の当せんの払戻金同様に非課税とし、不足する財源については投票券の販売価格に対して、一定割合で直接開催元に負担を求める形をとるべきである。

- (3) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 継続

証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態（一般株式、証券投資信託、証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。

- (4) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続

不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納

税ができる制度を新設すべきである。

## 5. 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて (所法 183) 継続  
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。
- (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について (所法 217) 継続  
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から 3 月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を生じた日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

## 6. 法人税関係

- (1) 居住者に対する役員給与の取り扱いについて (法法 34 ①) 継続・一部修正  
居住者に対する役員給与について、現在は法人の租税等の負担率より居住者に対する個人の租税等の負担率の方が高いため、原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。
- (2) 相当の地代の見直し (法令 137 法通 13-1-2) 継続  
相当の地代を次の通り改定する。  

$$\text{自用地評価額} \times \text{基準年利率 (長期)} + \text{固定資産税額} = \text{年間の相当な地代}$$

## 7. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続  
納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。
- (2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について (消法 9 条-12 条の 2) 継続  
全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。
- (3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について (消法 37) 継続  
簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度と

すべきである。

- (4) 一括比例配分方式の継続適用義務について (消法 30 ⑤) 継続  
一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。
- (5) 課税売上割合の計算方法について (消法令 48) 継続  
課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

## 8. 相続税関係

- (1) 債務控除について (相法 13 条) 継続  
債務及び葬儀費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。
- (2) 贈与税の申告期限について (相法 28 条) 継続  
贈与時から、翌年 3 月 15 日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。
- (3) 相続税の申告期限について (相法 27 条) 継続  
相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から 1 年以内とする。

## 9. 地方税関係

- (1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について (地法 320) 継続  
個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を 12 回に拡充する。
- (2) 個人住民税の特別徴収について 継続  
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とする。
- (3) 中小企業者に係る事業税の収入割について 新規  
中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものから、提案理由を削除し、要約したものである。

## 続・ちやうごの掲示板

### 配偶者居住権に係る利用権と所有権の評価

令和2年4月からスタートした配偶者居住権については、相続人間における相続財産の分割行為である遺産分割等と位置付けられ、具体的相続分を構成することから、相続により取得した財産として相続税の課税対象とされました。

相続税法の財産評価は、時価によることとし、客観的な交換価値をいうものと解されており、取引可能な財産を前提としています。しかしながら、配偶者居住権は譲渡することが禁止されているため、時価により評価することが困難であること、配偶者居住権の評価について解釈が確立されていない現状において時価の解釈による評価は課税の公平性を確保できないこと及び配偶者居住権の存続期間を操作してその配偶者居住権を過大に評価して税負担軽減を図ることを防止すること等を理由に相続税法第22条の“時価”によるのではなく、相続税法で別途評価方法を規定することとされました（相法23の2）（財務省 令和元年分税制改正の解説P 496以降）

ところで、配偶者居住権の評価における宅地等の相続税評価額は、居住建物の敷地全体に対する自用地の評価額のうち居住建物を賃借している賃借人に権利を主張することができない賃貸部分を除いた部分を基礎として計算します。

配偶者が居住建物の一部しか使用していなかった場合であっても、配偶者居住権の効力は、賃貸部分を除いた居住建物に及ぶこととなります（民法1028①）。したがって、配偶者居住権が設定された居住建物が居住用のみに供されている場合には、その敷地は配偶者居住権による敷地利用権とその敷地所有権を合わせた部分となり、居住建物が居住用と事業用に供されている場合には、配偶者居住権に係る敷地と事業用部分の敷地（敷地利用権と敷地所有権）を合わせた敷地が配偶者居住権の設定がされた建物の敷地となります。

配偶者居住権が設定された場合の相続税は、何かややこしいことになりそうです。

（千葉県税理士会千葉西支部特別会員 岩下忠吾）

## 会員の異動

### ○新入会員



石黒 邦夫  
令和2年7月8日(東京会より)  
習志野市東習志野  
3-11-11-202  
TEL 090-2333-5382  
趣味 スポーツ観戦、音楽鑑賞



伊東 大造  
令和2年7月21日(新規入会)  
千葉市花見川区千種町91-1  
花嶋実税理士事務所  
TEL 043-258-2710  
趣味 ラジオを聴くこと



村中 謙氏  
令和2年7月21日(新規入会)  
千葉市美浜区打瀬  
1-11-1-C-608  
TEL 043-271-2085  
趣味 ゴルフ、野球、ランニング



鳩宿 正美  
令和2年8月26日(新規入会)  
八千代市八千代台西3-2-4  
高橋敏則税理士事務所  
TEL 047-481-0434



森 小百合  
令和2年8月26日(新規入会)  
八千代市緑が丘5-11-2  
TEL 047-480-3517  
趣味 温泉巡り



藤井 泰之  
令和2年9月5日(東京会より)  
千葉市美浜区若葉  
3-1-19-1310  
TEL 043-400-2894  
趣味 スポーツ



秋元 淳一  
令和2年9月5日(東京会より)  
習志野市津田沼  
1-10-41-701  
TEL 047-407-0026  
趣味 将棋



秋元 玲子  
令和2年9月9日(東京会より)  
習志野市津田沼  
1-10-41-701  
秋元淳一税理士事務所  
TEL 047-407-0026  
趣味 読書・ゴルフ

ダーマ税理士法人  
令和2年7月1日(新規入会)  
習志野市東習志野8-11-18  
TEL 047-479-2251  
社員税理士 川崎敏夫

### ○事務所変更

山中 康堂  
習志野市谷津1-15-22-1609  
TEL 047-474-1890

清瀬 由  
千葉市花見川区幕張本郷1-11-24  
フォルテ5A  
税理士法人アークネット千葉事務所  
TEL 043-307-5590

税理士法人アークネット千葉事務所  
千葉市花見川区幕張本郷1-11-24  
フォルテ5A  
TEL 043-307-5590  
社員税理士 清瀬 由

### ○開業 → 本店社員

川崎 敏夫  
習志野市東習志野8-11-18  
ダーマ税理士法人  
TEL 047-479-2251

### ○退会会員

若澤 英彦 令和2年8月11日(市川支部へ)

## 編集後記

酷暑が去り、新総裁が決まり、新たな季節が始まろうとしています。新しく何かを始めるには丁度良い時期ではないでしょうか。

ところで、先日、職場の雰囲気作りということで女性の変化に気づくのが良いと思い、女性従業員の一人に、「髪型変わりましたね」と声をかけたら、「先週の始めには変わります」と返されました。何か新しいことを始めて、小さな変化にも早めに気づける男になりたいと感じました。

また、今回の編集に関わって知ったことですが、広報部の重鎮である山田会員が御年90歳になるそうです。しかも、スクワットと腹筋を毎日欠かさず30回づつ行っているのだそうです。階段の昇降すら避ける私としては、頭の下がる思いです。

スポーツの秋、積極的に体を動かしてみたいかがでしょうか。(河西 昌彦)

# そうだ、「日税」に聞こう！

## 事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の  
問題解決に当たります！

## 不動産の相談

売買・相続対策・  
有効活用等

## 保険の有効活用

事業保障・  
役員退職金準備等

## 様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、  
関与先の集金、支部会費等

## 最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

御選の事務所

## 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。  
これまで、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス  
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター  
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行  
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス  
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター  
TEL.03-3345-0600

